

内閣人事局について予算等の要求前に議論すべきこと

区分	議論すべき項目	具体的な内容
物件費（旅費、諸謝金、庁費、委託費等）	所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣人事局の所掌事務（①一元管理（適格性審査及び候補者名簿作成、統一基準作成やその運用管理等）についての基本的な業務フロー、想定される業務の規模。②基本法第5条第4項に定める機能以外の機能を、どの時点でどこまで持つか。）と、それらの事務の具体的開始時期 ・公募、研修等、企画立案にとどまらず、実施を伴う事務についての内閣人事局の関与の程度（当初の事業規模・回数をどうするか。内閣人事局が直轄実施するか。直轄実施しない場合、どのような関与をするか。） ・調査・研究、システム整備、広報・募集等の事務の当面の在り方（人事管理・審査手法の研究、人事情報管理システム整備、公募の募集等を当面どこまで行うか。） ・内閣人事局に統合する関連機能の範囲
人件費	所掌事務（再掲） 組織 人員 給与	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣人事局の設置時期 ・内閣人事局の長等の在り方（特別職とするか、内閣官房の幹部との関係、給与のグレード等） ・内閣人事局が新たに担う内閣一元管理関係事務の実施体制（特に、企画立案にとどまらず、実施を伴う事務の実施体制等）を踏まえた、内閣人事局の組織構成、人的規模、職員構成（給与のグレード等） ・内閣人事局に関係機関から移管される組織・人員の内容・規模

※網掛け部分は関連機能の移管に伴うもの。

※組織の移管に伴い、移管元機関の職員も併せて移管するか、それらの職員を移管しない場合はどうするか（定員等との関係）等についても議論が必要。

※このほか、国家戦略スタッフ・政務スタッフについても、設置時期、所掌事務（内閣総理大臣補佐官、官房審議官等の内閣官房や各府省の既存組織との関係、既存組織の改廃の必要性等）、人的規模、給与のグレード等の議論が必要。